

(別表 1)

A 区分	B 補助率
次のいずれかの要件を満たす場合 ・LIFE 標準仕様に準拠した介護ソフトを使用して LIFE にデータを提供している又は提供を予定していること（注 1）。 ・ケアプラン標準仕様に準拠した介護ソフトを使用して事業所内・事業所間で居宅サービス計画書等のデータ連携を行っている又は行うことを予定していること。 ・文書量半減を実現させる事業計画となっていること。	4 分の 3
上記以外の場合	2 分の 1

(注 1) LIFE への登録については、データ入力に係る負担を軽減する観点から、LIFE 標準仕様を実装した介護ソフトを活用すること。

(注 2) 補助対象となる事業所の区分ごとに補助率を乗じた額を算出すること。ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(別表 2)

1 職員数	2 補助基準額
1 名以上 10 名以下	1,000,000 円
11 名以上 20 名以下	1,600,000 円
21 名以上 30 名以下	2,000,000 円
31 名以上	2,600,000 円

(注 1) 職員数には、訪問介護員等の直接処遇職員だけでなく、ICT の活用が見込まれる管理者や生活相談員等の職員も算入して差し支えない。

(注 2) 職員数については、申請時点における常勤換算方法により算出された人数（「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 37 号）第 2 条第 8 号等の規定に基づいて計算した人数とし、小数点以下は四捨五入するものとする。）とするが、居宅を訪問してサービスを提供する職員（訪問介護員、居宅介護支援専門員等）及び管理者や生活相談員等の職員については、従事する職務の性質上、実人数（常勤・非常勤の別は問わない）としても差し支えない。

(注 3) 職員数の区分については、過年度に交付した際と当該年度申請時点の職員数（常勤換算）で少ない方の区分により算定すること。

(別記)

補助金は、毎月支払を行う介護ソフトの利用料やリース費用、保守・サポート費用も対象とするが、令和4年度中に係る経費（当該年度の3月末までに係る経費）のみが対象となる。また、本事業や他の補助金等により過年度に導入した機器・介護ソフト等のランニングコストは対象とならない。